

# 大阪市任期付職員（薬剤師）採用試験要綱

令和8年3月2日  
大阪市健康局

## 1 採用予定者数・採用期間・受験資格等

配属予定先	生活衛生部生活衛生課（薬務指導グループ）
採用予定者数	1名程度 この試験の合格者は、「大阪市任期付職員（薬剤師）採用候補者名簿」（以下、「採用候補者名簿」）に登録されます。
採用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※ただし、本市が採用期間の延長が必要と認める場合、採用期間を延長することがあります。
受験資格	次の受験資格をすべて満たす方がこの試験を受けることができます。 ・薬剤師免許を有する者 ・日本国籍を有する者 ※任期付職員の採用は、公務員に関する基本原則（日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことができないという原則）に基づき行われます。 ・地方公務員法第16条各号に該当しない者 <地方公務員法第16条(抜粋)> 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
職務内容	薬局、店舗販売業、医療機器販売業等の許認可及び監視指導等

## 2 申込方法

次の書類を送付または持参してください。

### (1) 提出書類

ア 大阪市任期付職員採用申込書

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

イ 薬剤師免許証の写し

ウ 任期に関する承諾書兼申し立て書

エ 入れ墨に関する調査票

※ア、ウ、エは、本市所定の様式に限ります。大阪市ホームページまたは要綱配付場所で取得してください。

### (2) 受付期間

令和8年3月2日(月)～令和8年3月9日(月)まで【必着】

### (3) 提出先

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課 (大阪市役所2階)

※書類を送付する場合は、封筒の表に、「任期付職員(薬剤師)採用申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留等で送付してください。なお、簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故については、責任を負いません。また、料金不足の場合は受け付けません。

※持参の場合は受付期間内(土、日、祝日を除く)の午前9時から午後5時30分まで

### (4) 試験要綱等配付場所

大阪市健康局生活衛生部生活衛生課

## 3 採用試験

### (1) 試験日時・場所等

試験日時	試験場所	試験内容
令和8年3月11日(水) <u>午前10時00分集合</u> <u>(時間厳守)</u> ※受付:午前9時30分～	船場センタービル1号館 地下1階 大阪市保健所会議室 (大阪市中央区船場中央1-2-1) ※「試験会場案内図」参照	・論文試験 ・口述試験

※受験票は送付しませんので、当日直接会場までお越しください。

(2) 合否通知等

- ・選考後、合否に関わらず受験者全員に文書で通知します。
- ・合格者は、論文試験及び口述試験の合計得点の上位の方から「採用候補者名簿」に登録され、その登録順に基づき、採用予定人数までを採用します。
- ・「採用候補者名簿」の登録期限は令和9年3月31日までとなり、採用決定者の採用辞退や退職等で欠員が生じた場合に、名簿の順位に従って、その都度、採用者を決定します（なお、採用されない場合もありますので、ご了承ください）。

(3) その他

- ・試験当日に**薬剤師免許証の原本を持参**してください。
- ・集合時刻より30分以上遅刻した場合は、受験をお断りいたします。
- ・受験資格がないこと及び申込書記載事項に虚偽のあることが認められた場合は、合格を取り消すことがあります。
- ・採用後は、営利企業等への従事は認められませんので、採用期日までに退職等の手続きを完了する必要があります。
- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。また、書類に記載された内容は採用試験実施の円滑な遂行に用い、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、それ以外の目的には使用しません。

4 勤務条件等

1. 初任給（月額）：4年制課程修了者 266,220円 / 6年制課程修了者 282,112円  
※ 地域手当を含みます。  
※ 初任給は、職歴等により加算される場合があります。  
※ 扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等が本務職員と同等に支給されます。
2. 勤務時間：午前9時00分から午後5時30分（休憩時間45分）
3. 休日：土曜日及び日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
4. 有給休暇：1年につき20日（採用期間に応じて比例付与）

※上記以外の勤務条件については、基本的に本市職員に準じたものになります。詳細は、採用決定後にお知らせします。

## 試験会場案内図

船場センタービル1号館（地下1階 大阪市保健所会議室）

（大阪市中央区船場中央 1-2-1）

- Osaka Metro 堺筋線、中央線「堺筋本町」東改札から船場センタービル内 東へ



問い合わせ先 大阪市健康局生活衛生部生活衛生課 TEL (06) 6208-9981